昭島市告示第３０２号

下記の送達すべき書類について、送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の２及び昭島市税賦課徴収条例（昭和29年昭島市条例第５号）第18条の規定により公示送達する。

なお、公示送達にかかる書類は市長が保管しており、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和　８年１１月１３日

昭島市長　臼　井　伸　介

記

１．送達すべき書類

国民健康保険税に関する書類

２．送達を受けるべき者

別紙のとおり

（問合せ先）

保健福祉部保険年金課保険係

別紙

No.	氏名
1	ＣＨＨＥＴＲＹ　ＫＲＩＳＨＮＡ　ＢＡＨＡＤＵＲ
2	ＰＡＵＤＥＬ　ＰＲＡＤＥＥＰ
3	笠松　忠
4	安宅　英明
5	菊池　正義
6	ＫＨＡＤＫＡ　ＡＮＩＴＡ
7	ＧＷＯＮ　ＪＩＨＥＥ
8	ＳＵＢＥＤＩ　ＤＩＬＬＩ　ＲＡＭ